

令和8年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職種	一般事務(資格要件有)				
業務内容	消費生活相談員 ①消費生活に関する苦情相談処理・あっせん業務②消費者教育・啓発業務③その他消費生活に関すること④一般事務				
必要資格等	パソコンの基本操作ができ、次のいずれかの資格を有する者及び資格取得見込みの者。 ①消費生活相談員(国家資格)②消費生活専門相談員((独)国民生活センター)③消費生活アドバイザー((財)日本産業協会)④消費生活コンサルタント((財)日本消費者協会)				
任用形態	パートタイム会計年度任用職員				
任用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで				
配属先	総務部くらし安全課 消費生活センター				
就業場所	赤磐市下市344番地(本庁舎)				
募集人数	1人程度				
就業時間	始業: 9時00分 から 終業: 16時00分 まで (6時間／日以内、 30時間／週以内)				
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日、その他所属長が指定する日				
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有				
給与	給料・報酬	時給	1,200～1,650 円		
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)			
	その他	期末手当、勤勉手当			
休暇	年次有給休暇、特別休暇 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)				
社会保険等	適用あり	(健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険)			
選考	選考方法	書類選考・面接			
	選考時期	随時			
担当部署 問い合わせ先	総務部くらし安全課くらし安全班 電話:086-955-2650				
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。 4 給料・報酬の額は、資格等によって上記の範囲内で決定されます。				

令和8年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職種	一般事務(資格要件有)	
業務内容	消費生活相談員 ①消費生活に関する苦情相談処理・あっせん業務②消費者教育・啓発業務③その他消費生活に関すること④一般事務	
必要資格等	パソコンの基本操作ができ、次のいずれかの資格を有する者及び資格取得見込みの者。 ①消費生活相談員(国家資格)②消費生活専門相談員((独)国民生活センター)③消費生活アドバイザー((財)日本産業協会)④消費生活コンサルタント((財)日本消費者協会)	
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	
配属先	総務部くらし安全課 消費生活センター	
就業場所	赤磐市下市344番地(本庁舎)	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業: 8時30分 から 終業: 17時00分 まで (7.5時間／日以内、30時間／週以内) 月曜から金曜日のうち所属長の指定する日	
勤務を要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日、その他所属長が指定する日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給与	給料・報酬	時給 1,200～1,650 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	期末手当、勤勉手当
休暇	年次有給休暇、特別休暇 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用あり	(健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険)
選考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	総務部くらし安全課くらし安全班 電話:086-955-2650	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。 4 給料・報酬の額は、資格等によって上記の範囲内で決定されます。	